

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札（期間入札）により売払います。

記

1. 売払物件

別紙「平成29年度第2回期間入札物件一覧表」のとおり。

2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者
- ロ) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」

なお、落札者（購入者）は、落札後（購入後）においても、「暴力団」及び「警察当局から排除要請がある者」であつてはならない。

3. 入札に当たって付す条件

「公序良俗に反する使用（暴力団事務所等の利用）等の禁止及び、当該履行状況の把握に係る実地調査等、並びに、当該履行状況違反等に係る違約金の支払い」等を条件とする。

4. 入札要領及び契約条項を示す場所

- (1) 北陸財務局管財部 : 金沢市新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎7階）
- (2) 北陸財務局富山財務事務所 : 富山市丸の内1丁目5番13号（富山丸の内合同庁舎5階）
- (3) 北陸財務局福井財務事務所 : 福井市春山1丁目1番54号（福井春山合同庁舎7階）

5. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札受付期間及び場所

期間 平成30年 2月19日（月）午前8時30分から
平成30年 3月 2日（金）午後5時15分まで（必着）
場所 〒921-8508 金沢市新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎7階）
北陸財務局管財部（国有財産売却担当）

(2) 開札日時及び場所

日時 平成30年 3月20日（火）午前9時30分から
場所 金沢市新神田4丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎8階大会議室
（入札者の参加は自由であり、入札者に対しては文書をもって開札結果を通知する。）

6. 入札書等用紙の交付及び物件に関する問合せ先

入札書等用紙は、公示の日から平成30年3月2日（金）までの間、次の場所において交付する。

- 北陸財務局管財部（国有財産売却担当）TEL076-292-7875
- 北陸財務局富山財務事務所管財課（国有財産売却担当）TEL076-432-5488
- 北陸財務局福井財務事務所管財課（国有財産売却担当）TEL076-25-8235

7. 入札方法等

(1) 入札保証金の納付等

- イ 入札保証金は、各自の入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、北陸財務局から交付を受けた所定の「入札保証金振込依頼書」を用いて、金融機関（一部金融機関を除く）において、現金により、北陸財務局の指定する口座に振り込むものとする。
- ロ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関（一部金融機関を除く）の預金等口座へ振り込む方法により還付する。
ただし、競争参加資格について警察当局の確認を要する場合、落札決定を留保する物件の入札者の入札保証金については、落札の有無等を決定するまでの間、「入札辞退届」を提出する者を除いて、還付を留保する。
- ハ 入札保証金には利息を付さない。

(2) 入札方法

入札は、前記6により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に「入札書」のみを入れて封をし、その封筒と、「入札保証金提出書（2枚複写の書類の1枚目）」及び「保管金受入手続添付書（入札保証金振込依頼書2枚目の財務局提出用）」を貼付した「入札保証金振込証明書（2枚複写の書類の2枚目）」、「役員一覧表（法人による入札の場合のみ）」を郵送用封筒に入れて（代理人による入札の場合は委任状及び委任者の印鑑証明書を同封し）、「北陸財務局管財部（国有財産売却担当）」あて、簡易書留郵便による郵送によって提出すること。
また、前記5の(1)の期間であれば、午前8時30分から午後5時15分までの間は、北陸財務局管財部（国有財産売却担当）に持参することもできる（土・日及び祝祭日等の閉庁日を除く）。
なお、入札書の提出後、入札を取り消すことや入札書の記載の変更はできない。ただし、競争参加資格について警察当局の確認を要する場合で、落札決定を留保する場合に限っては、開札後、「入札辞退届」を提出することができる。この場合、当該入札は無効とする。

8. 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定

開札の結果、最低売却価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。ただし、落札となるべき最高の価格をもって入札した者の競争参加資格について警察当局の確認を要する場合には、落札決定を留保する。当該入札を行った者について競争参加資格を有しないことが確認された場合には、最低売却価格以上で入札した他の者（競争参加資格を有する者に限る）のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定する。

また、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者の競争参加資格について警察当局の確認を要する場合には、くじ引きを留保する。

10. 契約不履行

落札者が平成30年4月18日（水）まで〔農地法上の手続きを要する物件や、競争参加資格について警察当局の確認を要する場合で落札決定を留保する場合については、別に期限を定める。〕に契約を結ばない場合には、落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属する。

11. 契約書作成の要否等

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

12. 売買代金の支払い方法（204号物件については、(2)の方法に限る）

(1) 売買契約締結と同時に売買代金全額を納付する方法

売買契約締結時に売買代金全額（売買代金には、入札保証金を充当することができない。）を納付する。なお、入札保証金は、売買契約締結後に落札者が指定する金融機関（一部金融機関を除く）の預金等口座へ振り込む方法により還付する。

(2) 売買契約を締結しようとするときに契約保証金を納付し、20日以内に売買代金全額を納付する方法

売買契約を締結しようとするときに契約保証金として売買代金の1割以上（円未満切上。契約保証金には、入札保証金を充当することができる。）を納付し、その後、売買契約締結の日を含めて20日以内（20日目が土日・祝祭日等、金融機関の休業日に該当する場合には、直前の営業日を期限とする。）に売買代金全額（売買代金には、契約保証金を充当することができない。）を国が発行する納入告知書により納付する。なお、契約保証金は、売買代金全額の納付が確認された後に落札者が指定する金融機関（一部金融機関を除く）の預金等口座へ振り込む方法により還付する。

期限までに売買代金の納付がない場合は、契約保証金は国庫に帰属する。

13. 契約内容等の公表

開札結果については、その内容〔物件所在地、区分・数量、登記地目、最低売却価格、応札者数、開札結果（落札・不調の別）〕を北陸財務局ウェブサイト（ホームページ）に公表する。

また、契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、登記地目、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分、法人にあってはその業種）を北陸財務局ウェブサイト（ホームページ）に公表する。

14. 個人情報の提供等

入札保証金提出書及び役員一覧表等に記載された個人情報については、競争参加資格の確認のため、警察当局に提供する。

15. その他

入札者は、本公示書のほか、北陸財務局で交付する入札案内書〔入札要領及び国有財産売買契約書(案)等〕を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

平成30年1月30日

財務省 北陸財務局